

奈良県告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和四年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

明日香村

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業明日香村流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十六年十二月十一日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十六年十二月奈良県告示第五百九十号、平成二年九月奈良県告示第三百六号、平成五年二月奈良県告示第五百三十一号、平成八年六月奈良県告示第四百十四号、平成十四年三月奈良県告示第六百十五号、平成十九年九月奈良県告示第二百二十四号、平成二十三年三月奈良県告示第四百三十三号及び平成三十年三月奈良県告示第五百七十号の事業地のうち明日香村大字橘及び大字真弓において事業地を変更する。